



もくじ

川内原発再稼働問題で政府交渉 …民意無視の再稼働合意手続きが進む 中現状の避難計画の違法性／火山問 題で九電のデタラメ説明が明らかに…1 パンフレット紹介……………3
「10月中の避難指定解除」を阻止 立ち上がった南相馬の住民……………3
南相馬市の深刻な汚染状況 開通した 国道6号を南下して見たもの……………6
FFTV ご案内……………7
お知らせ……………8
活動日誌(8月10日～10月24日)…8
会員・サポーター募集……………8

フクロウの会

(福島老朽原発を考える会)

●フクロウの会は放射能汚染や事故の心配がなく、放射性廃棄物を生み出さない社会、すなわち原発のない社会をめざして首都圏で活動してきた団体です。

●今回残念ながら福島で重大な事故が起きてしまいましたが、事故による人々の被ばくが少しでも少なく抑えられるよう事故直後から情報提供、放射能測定プロジェクト、国や自治体への働きかけなどの活動を行ってきました。

●そんなフクロウの会の様々な活動を支えるための会員・サポーター・資金カンパ募集中です。ご協力いただけますと幸いです。

【カンパ送り先】

- ゆうちょ銀行からの振替
 - ・口座記号番号
00130-9-655439
 - ・口座名称(漢字)
福島老朽原発を考える会
 - ・口座名称(カナ)
フクシマロウキウケンパツラカ
ンガエルカイ
- 他の金融機関からの振込
 - ・銀行名= ゆうちょ銀行
 - ・金融機関コード 9900
 - ・店番 019
 - ・預金種目 当座
 - ・店名 〇一九店(ゼロイチキユウ店)
 - ・口座番号 0655439

フクロウの会(福島老朽原発を考える会)のブログ…<http://fukurou.txt-nifty.com/fukurou/>

川内原発再稼働問題で政府交渉

…民意無視の再稼働合意手続きが進む中
現状の避難計画の違法性／火山問題で
九電のデタラメ説明が明らかに



川内原発再稼働の動きが慌ただしくなっています。原発が立地する薩摩川内市の議会は、審査についての地元説明会が終わらないうちに再稼働容認の委員会採決、今月中には本会議採決から市長の判断へと急速な動きをみせています。県議会も27・28日に委員会が開かれ、来月早々には臨時議会で再稼働容認の採択を狙う動きとなっています。そんな状況で、10月24日に緊急政府交渉が参議院議員会館で開かれ、約100名の市民が集まりました。

◆避難計画の違法性が明らかに

今年4月に災害対策基本法が改正され、避難施設を危険区域に指定してはならないことになりました。しかし、鹿児島県及び県内の原発立地・周辺自治体や熊本県水俣市の避難計画では、津波や土砂災害の危険区域に、一時集合場所や避難所が設定されている所があり、違法状況になっています。政府交渉でこの問題を内閣府原子力防災会議事務局の担当者に確認したあと、政府交渉の主催者のメンバーが地元のみなさんと共に、水俣市長及び出水市、薩摩川内市の担当者に面会し、改めて現状の避難計画の違法性を確認しました。

熊本県水俣市は、避難者の受け入れ自治体ですが、鹿児島県出水市からの避難者の避難所になっている体育館が、土砂災害や洪水高潮の危険区域に入っています。このままでは、法に違反しているので、今年度中に見直しを完成する予定で作業を進めているとのことでした。出水市は、バスの集合地点である一時避難場所も避難所も危険区域に入っているところがあり、やはりこのままでは法律に違反するため、施設設定の見直しを進めているとのことでした。薩摩川内市も同じ状況にあり、危険区域にある避難施設については見直すとのことでした。

現在の避難計画は、災害対策基本法などに違反しており、全く実効性のないものとなっています。これでは、住民の安全を守ることはできません。再稼働反対の声を強くしていきましょう。



政府交渉を踏まえた要請書（2014年10月27日提出）

川内原発事故時の避難計画は極めて杜撰で市民の安全を守れない
避難施設は津波等の危険区域等に設定してはならない等を定めた
災害対策基本法の改正にともなう原子力災害対策特別措置法に違反濃厚
拙速に再稼働同意表明をしないでください

川内原発の再稼働について、住民の反対の声を無視して推進の動きが加速しています。

私たちは、10月24日に、川内原発の避難計画と火山リスク等の安全性問題に関して、政府と交渉を行いました。今日は、その中で避難計画の問題について、明らかになった点をお伝えし、要請します。

1. スクリーニング・除染の場所について

国と鹿児島県は、スクリーニング・除染の場所は避難先市町に一カ所設置するとしています。しかし、鹿児島県内の避難先でも具体的な場所はまだ決まっておらず、避難先自治体とも相談していません。

2. 要援護者の避難計画について

(1) 10km 要援護者の避難先は、事故後に「コンピュータ・システム」で選定するとしています、しかしこれは、内閣府「共通課題についての対応指針」（平成25年10月）で、「30km 圏内の入院患者・入所者の受入れに足る十分な避難先施設をあらかじめ決めておく…」という方針にも反するものです。

交渉で内閣府の担当官は、「コンピュータ・システムが出来上がるのは今月末。まだどんなものかは実際には確認していない」と回答し、未だ何も具体化していないとのことでした。

(2) 原発から最短 1.6km に要援護者の「一時退避所」。3～4日間の「一時退避」の後に、どのように救出・避難するか等は何も決まっていませんでした。規制委のシミュレーションでも2日間の屋内退避で最大 190 ミリシーベルトの被ばく量になります。（このシミュレーションの前提は、セシウム 137 の放出量は 100 テラベクレル（福島原発事故における東電が評価したセシウム 137 放出量の 100 分の 1）という、甘い想定。

(3) このような屋内退避の方針等について、障がい者団体や病院・福祉施設責任者等の意見を聞くなどが必要ですが、「鹿児島県が確認すべきもの。県が確認したかどうかはわからない」と答えるのみでした。

3. 避難の判断等に SPEEDI は使わない

原子力規制委員会は 10月8日に、SPEEDI を避難判断に使わない方針を決めました。事故時の放射能放出量や気象予測の不確かさを排除することは不可能だとして「被ばくのリスクを高めかねないとの判断による」とまで述べています。しかし、UPZ 圏内や避難先には測定設備はわずかしかありません。SPEEDI を使わないという規制委員会の決定は、福島原発事故の教訓を踏みにじり、被ばくを避ける避難を放棄するものです。

4. 避難施設は、津波等の危険区域に設定してはならない

薩摩川内市の「一時避難場所」等は、津波危険区域にあり、法律違反が濃厚

災害対策基本法の4月改正により、原発事故時の「一時避難場所」（バスで移動するための集合地点）や「避難所」（体育館等）は「安全区域」に指定することになり、原発事故後の避難についてもこれらが適用されるようになりました。内閣府の防災担当者はこのことを認めました。

また、薩摩川内市の避難計画では、「一時避難場所」が津波の危険区域に設定されていることも認め、近くの代替施設の使用も検討する必要があると述べました。

このように、津波の危険区域に設定されている薩摩川内市の避難施設は、法律違反が濃厚です。少なくとも、津波の危険区域にある避難施設は計画を変更すべきです。実際に、兵庫県の避難受け入れ自治体では、危険区域に設定していた避難所の変更を検討しています。

このような法律違反が濃厚な状態を放置している市長の責任は重大です。このことについて、議会や市民への説明もなされていません。

市民の安全をないがしろにする防災計画のもとで、再稼働同意を表明した市議会特別委員会の責任も重大です。明日 28 日の市議会本会議で再稼働同意を表明することなど許されるものではありません。

以上のように、10月24日の政府交渉で、川内原発事故時の避難計画は極めて杜撰で根本的な問題があり、実効性もないことが明らかになりました。これらを踏まえ、以下を強く要請します。

1. 多くの問題を抱える避難計画が放置され続けてきた責任を明らかにしてください。
2. 28日の市議会本会議で、再稼働同意表明をしないでください。

◆火山問題で九電が鹿児島県議会でデタラメ説明

原子力規制委が政府答弁書などで「巨大噴火の時期や規模を予測することは困難である」と認め、火山モニタリング検討チームで専門家は、巨大噴火の前兆現象は、数か月前から数年前に現れるのがせいぜいだと指摘しています。

しかし九電は、9月30日の鹿児島県議会において、「噴火の前兆が数十年前に現れる」とし、噴火の長期予測ができるかのようにふるまい、規制委での議論とは明らかに異なる説明しています。交渉の場で、原子力規制庁の担当者は、早急に事実関係を確認して対応を検討すると述べ、本当に数十年前に前兆が出ると言っているのであれば問題だ、と顔をしかめていました。

噴火の前兆を把握した場合の核燃料搬出の具体的な搬出方針については、設置変更申請に書き込めず、審査書でも方針を確認しただけで、具体的な中身や実施可能性の根拠については、保安規定の審査に先送りとなりました。しかし、10月8日出された保安規定案にも、具体的な搬出先や搬出を終えるまでの期間（噴火に間に合うかどうかに関わってくる）等についてはなにもありませんでした。保安規定の下位にある社内規定に書くことになったとのことです。

交渉で驚いたのが、社内規定に公開義務はなく、規制庁ですら中身を確認していないことです。社内規定に書くのであれば、その中身を公開させないと審査の意味がありません。引き続き公開するよう求めていきたいと思えます。

原子力規制を監視する市民の会発行のパンフレット紹介

川内原発・火山審査のここが問題（2014年7月発行）

これ一冊で、川内原発の火山審査の何が問題なのかすべてわかります。

オールカラー12ページ（カンパ：200円）

- ☆入手ご希望の方は件名をパンフレット希望としていただいて、ご希望のパンフレット名、冊数、送付先（郵便番号、住所）、氏名をご連絡ください。申込 メール kaoki18014@gmail.com FAX 03-5225-7214
☆代金（カンパ500円/冊）+送料は振り込み用紙を同封しますので受け取り後振り込んで下さい。



「10月中の避難指定解除」を阻止 立ち上がった南相馬の住民

10月24日に南相馬市を訪問した経産省の高木副大臣は南相馬市長との会談で特定避難勧奨地点の10月中の解除を見送る方針を示しました。1か月前に「10月中の解除」が報道されてから急きょ区長さんをはじめとして住民が結束をかため国会での対政府交渉や地元説明会での反対意見の表明などを必死に行った成果です。そしてこれまで地元で地道に測定や調査を行い南相馬市に働きかけて来た活動の成果です。住民が声を上げることで政府の行動を縛ることができたのです。まだまだ気を緩めることはできませんがこの活動の成果を確認して、政府の一方的で強引な帰還推進、被ばく強要に抵抗して行く必要があります。

早期帰還・賠償打ち切りに走る政府

—南相馬市の避難指定解除の動き

南相馬市ではかねてから特定避難勧奨地点※に指定された152世帯（720人）以外にも空間線量や土壌汚染レベルの高い場所がいたるところにあり、地元の「ひまわりプロジェクト南相馬」の小澤代表他が南相馬市当局に対して「早期の避難指示解除はもってのほか。他にも高い地域、世帯があるので精密な測定と特定避難勧奨地点の指定のやり直しをすべきだ」と求めています。

フクロウの会放射能測定プロジェクトでは大気中の



ホコリに含まれる放射能を明らかにするためリネン吸着プロジェクトを進めています。「ひまわりプロジェクト」の小澤氏がこれに注目して南相馬市内の5カ所でリネン吸着法での調査を進めていました。その結果でもやはり南相馬市の汚染実態は深刻であり、リネンのデータも活用しながら国や南相馬市の早期の避難指定解除の動きに対してどう対抗してゆくか検討をしていたところでした。

このような中で9月26日、政府は南相馬市の市議会全員協議会で特定避難勧奨地点について「10月中に解除する」との方針を示しました。

※特定避難勧奨地点：避難指定区域外でホットスポット的に年間20mSvを超えると推定される場所を世帯単位で指定。避難するか残留するかは世帯で決定しいずれにしても避難指定地域と同様の賠償がある。

記者会見と対政府交渉・要請行動を急ぎよ立上げ

「10月中に解除」ということで即刻の行動の必要性がありました。同じ特定避難勧奨地点に指定されていた伊達市と河内村の129世帯は2012年12月に一方的に解除されてしまいました。避難世帯に指定された当事者に対して何の説明もないまま、一方的な避難指定解除が行われたのです。当の住民はマスコミ報道で指定解除が行われたことを知ったような状況です。避難指定解除が行われるとそれまでの月額10万円の慰謝料支給や税金の免除などの優遇措置も3カ月後には打ち切られてしまいます。住民は自己負担で避難を続けるかやむを得ず避難を止めて帰還するか、まさに兵糧攻めのような形で帰還を迫られることになってしまいます。

急ぎよ「南相馬・避難勧奨地域の会」主催で記者会見と対政府交渉、要請行動を行うことになりました。これまでのつながりからフクロウの会、FoEジャパン、避難・支援ネットかながわ(Hsink)、ひまわりプロジェクト南相馬が共催で支援をすることになりました。

奇妙な論理—避難指定時の基準より

解除時の基準の方が高い

政府の避難指定解除の基準は年間20mSv以下です。これは政府の計算方式では $3.8\mu\text{Sv/時間}$ となります(2011年にあの学校校庭の使用基準になったものと同じ)。ところが2011年末に特定避難勧奨地点として政府が指定したときの基準は南相馬市では $3.0\mu\text{Sv/h}$ (子どものいる家庭は50cm高で 2.0μ)です。

これはとても奇妙な状況です。避難指定時の基準の線量より避難解除の基準線量が高いこととなります。線量が高いから避難指定があり、充分低くなってから解除が行われるのが普通の考え方でしょう。しかし政

府の論理では2011年の指定時は事故直後の高線量被ばくを考慮に入れての数値であるが、解除時は今後1年間の見通しをもとに算定するという論理です。しかし過去に放射線被ばくをしたものが年度の変り目でリセットされるわけではありません。早期に避難指定を解除し住民を帰還させて賠償を打ち切りたい、原発事故による被害補償を切り縮めたいのが政府の本音でしょう。

避難勧奨地点として指定されている世帯はもちろん、その地域のほぼ全員が避難指定解除に反対の立場です。小澤氏の測定でもいたるところに数 $\mu\text{Sv/h}$ の場所があり、むしろもういちど精密な測定をしておいて特定避難勧奨地点の指定をやり直すべきだという意見が多数です。

小澤氏は地域の区長会で対政府交渉と要請行動の提案を行い、区長会から全権委任の賛同を受け、小澤氏をはじめ現区長、元区長、避難指定世帯、自主避難者など7名が東京に来て10月10日の行動に臨むことになりました。

政府関係者への訴え

—なぜ加害者が一方的に基準を決めるのか

対政府交渉には経産省原子力被災者生活支援チームおよび原子力規制庁からの担当者が出席しました。

交渉に先立ち要請書を読み上げ手渡しました。その後、小澤氏が自ら地域を回って測った汚染状況についてのスライド説明がありました。氏の説明では、国が基準としている玄関先や庭先は敷地内でも最も線量が低い所であり、実際には敷地内やその周辺で高いところがあったところにあること、幹線道路わきや駐車場などに数十万ベクレル/Kgの土壌や黒い物質があること等を示し、深刻な汚染状況が良く分かるものでした。

その後、南相馬市の住民が順番に意見を述べました。「住民はみんな反対している。なぜ加害者(である国)が一方的に基準を決めるのか」、「解除基準があまりに高い。これは南相馬だけの話ではない」、「私は子どもを守らなければなりません。解除に反対します」とどれも切実なものでした。



対政府交渉

—放射線管理区域に人が住んで良いのか？

対政府交渉で最も緊迫した場面は現状の政府の避難指定解除の基準である年間 20mSv の問題でした。労働者の被ばく防護を定める電離放射線障害防止規則では年間5mSv相当になるおそれのある場所を放射線管理区域として1日10時間以上はいてはいけない、飲み食いはしてはいけないと、18歳以下は入ってはいけない等と定められている。このようなところに3年以上も子どもを含め住民を住まわせて良いのか、と住民支援チームの担当者に詰め寄った場面でした。担当者は「それは労働者の防護のための法律で・・・」「担当外なので分からない」と逃げました。原子力規制庁の担当者は現在の年間 20mSv は ICRP の定める「現存被ばく状況である」から問題ないとの強引な説明をしました。

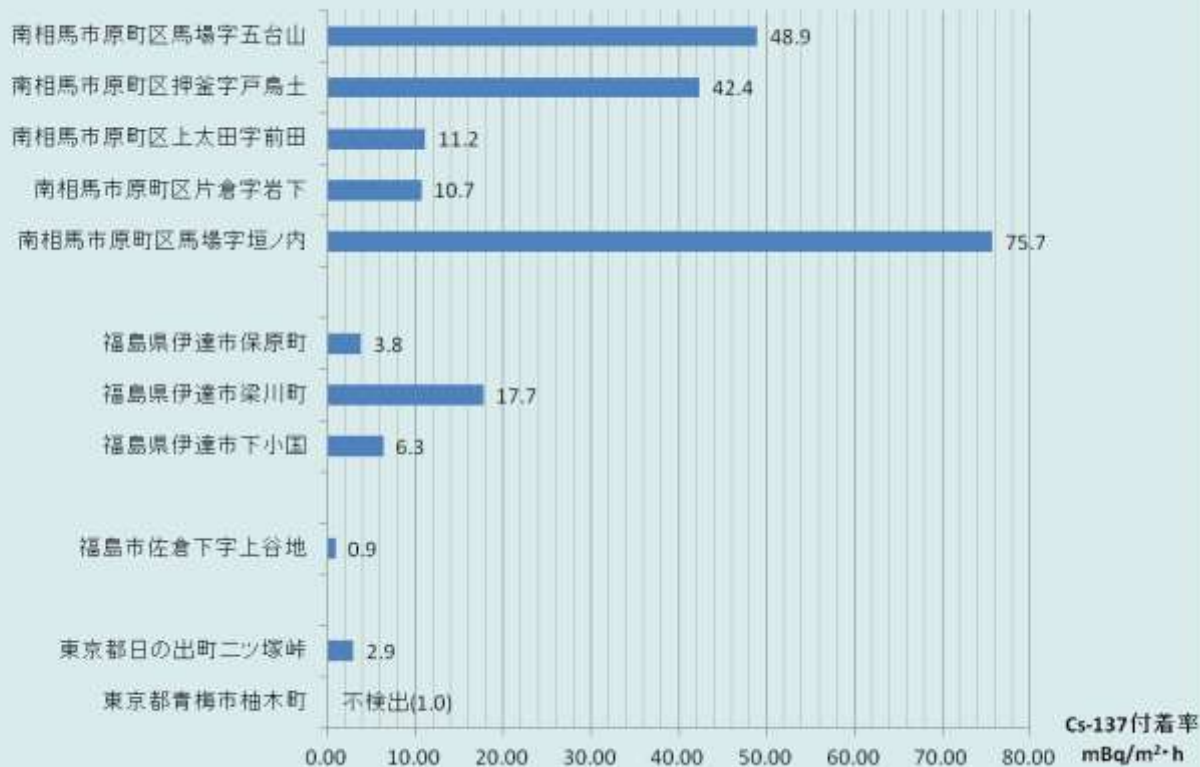
ICRP の「現存被ばく状況」では参照値を年間 1~20m の「下方に参照レベルを設け」それを随時下げてゆることが求められています。政府が言う「事故収束」からでも既に3年を経過していますが、政府の基準は「現存被ばく」状況の最高レベルの年間 20mSv のままです。これは ICRP 勧告からも逸脱した住民への被ばく強要、賠償の切り縮めになります。

拙速な避難指定解除に反対—南相馬住民を支援して声を上げよう

対政府交渉の前後で、政府は特定避難勧奨の対象者に対して指定解除の説明会を行いました。そもそも住民説明会に避難指定対象者しか入れず、その他の住民を入れないことが大きな問題です。住民説明会では全ての出席者が時期尚早だとして反対の声を上げました。こうした状況で政府は急きょ10月17日に再度現地の調査を行いました。国の原子力災害現地対策本部や環境省の市町村除染の担当者が小澤氏の案内で住宅9軒を回り測定を行いました。立ち会った住民は立ち会った住民は「市内の避難区域より線量が高いので解除しないでほしい」「再除染して年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）以下にしてもらいたい」などと訴えました。

住民の結束で「10月中の解除」は何とか押しとどめることができました。しかし政府の根本的な姿勢が変わったわけではありません。引き続きいろいろな形で早期避難指定解除、住民の早期帰還を狙った動きをしていくことでしょう。避難指定解除の問題は福島原発事故の現実を深刻に踏まえることなく再稼働に突き進む政府の表裏一体のものです。南相馬市の避難指定解除に反対してさまざまな形で声を上げていきましょう。

リネン吸着法による大気中ダストのCs-137濃度比較



南相馬市の深刻な汚染状況

開通した国道 6 号を南下して見たもの

9 月中旬に南相馬市を訪問しました。南相馬市は飯館村のすぐ東側で市の西側と南側が高い汚染状況が続いています。これまで福島市や伊達市などへは何回も行きましたが南相馬市には行ったことがありませんでした。JR 常磐線と国道 6 号線がフクイチ周辺の帰還困難区域で不通になっていることで南相馬市へ入るには福島から車で入るしかないという交通状況もなかなか行く機会がなかった一因です。

今回、リネン吸着プロジェクトで地元の人たちと連携したこともあり訪問しました。国道 6 号線が開通したので帰りは国道 6 号を 20 キロ、県内を南下、いわき市まで行く予定をたてました。大変貴重な経験をしましたのでそれを報告したいと思います。

南相馬市の深刻な汚染状況

「ひまわりプロジェクト南相馬」代表の小澤氏の案内で南相馬市内の実態を見て回りました。市内各所で 0.3-0.5 μ Sv/h 程度、山の上やふもとの農家付近では 0.5~1 μ と空間線量がとても高いことにまず驚きました。感覚的には伊達市レベルより一段と高い状況です。しかも南相馬市はフクイチ周辺地域の除染作業出動拠点になっています。南相馬市内にはプレハブの事務所兼住宅のようなものが並んでいる場所がありました。除染作業員たちの寮になっているのだとのこと。朝夕には除染作業員の車が往来し、また昼も除染土を運ぶダンプカーなどがしきりに往来します。避難解除準備区域や居住制限区域、帰還困難区域などを行き来する車はその運行時に途中での除染措置は何もしていないのです。車による高濃度粉塵の市内持込みはとても重要な問題だと感じました。

市内の大手スーパーの駐車場のアスファルト上で部分的に色が黒ずんでいるところがあります。そこは表面汚染を測る測定器を近づけると警告音が鳴りっぱなしとなります。友人の調査ではこの黒い物質はラン藻類のようで 1 キロ当たり 15 万ベクレルととてつもなく高濃度です。近くの山際の高倉地区では 80 万ベクレルにもなる黒い物質があるようで、それが乾いて風によって山のふもとまで運ばれてくるのではないかのことでした。

深刻な汚染状況の中で被ばく最小化のための地道な取り組み

案内してくれた小澤氏は、3・11 事故直後から市民の立場で市内各所の空間線量測定や土壌分析など

避難指示区域の概念図

平成 26 年 4 月 1 日時点



を行い市役所に対して避難指定の要求や除染の働きかけを行って来ました。南相馬市も地域により特定避難勧奨地点が設定されました。この特定避難勧奨地点の基準設定にあたり南相馬市だけは 1m 高さで 3.0 μ Sv/h の基準に加えて 0.5m 高さで 2.0 μ の基準も加わりました。南相馬市でのこの基準設定には小澤氏たちの市への働きかけの成果だとのことでした。

小澤氏は現在でも避難勧奨地点に指定された世帯だけでなく周辺にまだまだ高いところがあり、再調査をして避難勧奨地点の拡大を求めています。行政を動かす為に自ら市内をくまなく回って測定や調査を行っています。小澤氏は事故直後に降り注いだ放射能汚染の問題だけでなく、車の往来や山からの「黒い物質」の飛散などによる汚染の拡散と特定場所への集積も懸念しています。そうしたことからリネン吸着プロジェクトでの大気中粉塵の放射能汚染調査を行ったのです。

夕食後の懇談で、南相馬市の汚染実態があまり広く知られていないこと、被ばく問題に対する地元住民からの発信が弱いことが話題になりました。「南相馬市で被ばく問題に対する市民の取り組みが弱いように感



するがどうしてか？」との質問をして見ました。「坪倉医師が悪い役割をしている。住民をホールボディで測って十分低いから安心ということで、住民はそれを信じ込んでしまっている。坪倉医師のファングループのようなお母さんグループまでできている」というのがその応えでした。

南相馬市は特定避難勧奨地点指定が継続しています。しかし政府は10月中にもこれの解除をすると報じられました。住民に何の説明もなく一方的に解除された伊達市の二の舞にならないよう、反対世論の掘り起こしが課題です。

異様な光景が続く国道6号線を南下

浪江町(避難指示解除準備区域)では人気のない町の各所に重機やダンプカーも入って大規模な除染をしていました。しかし除染をしているのは住宅周辺です。近くの山林は除染対象とはなっていません。これで本当に除染ができるのだろうか、チェルノブイリでも除染を試みたが結局放棄したそうです。壮大な無駄事業を行っているように見えました。

開通した帰還困難地域を通る14キロは更に異様な光景でした。開通したとは言えそれは国道6号線のみです。6号線から分岐する全てのわき道はバリケードで封鎖されそこにガードマンが立っているのです。路側帯等はなく駐停車はできません。歩行、自転車、バイクでの通行も禁止されています。我々も対面通行1車線の細い道路を後続車に追われて、ただひたすら走り抜けるしかありませんでした。国道6号に面した全ての民家の敷地もバリケード封鎖されて異様な光景でした。社内でも線量計は2~3μSv/hを示しました。フクイチ入口では社外で降りて測定したところ5μSv/hを示し、付近の草むらでは8μを示すところもありました。フクイチ付近の森はところどころ赤茶色に枯れた木々が目に付きました。

6号線を南下する際、我々は業務用のN95のマスクを着用しました。息苦しくてクラクラします。6号脇の全ての分岐に1日中立っている警備員のことが心配されました。全く普通の制服にガーゼマスクだけで1日中立っているのです。これでは往来の激しいトラックがまき散らす高濃度粉塵を吸いこまない保証は全

くありません。

死の町と化した富岡町内

避難指示解除準備区域の富岡町はまさに「死の町」でした。駅舎は地震の影響により崩れた無残な姿そのままです。駅近くの海側には大分片付いたとは言え、まだ田んぼの脇に津波で流されたボートが放置されていました。帰還困難区域のため不通となった常磐線の線路は雑草が生い茂って荒れ果て、踏切は残っているものの、それ以外はただの草むらとしか見えませんでした。駅前の商店街は津波、地震被害はそれほど大きなものではありませんでした。原発事故が無ければもうとくに復興していることは想像できます。原発事故の悲惨さをまざまざと見せつけるものでした。

政府・原子力規制委員会は川内原発再稼働に向けて突き進んでいます。住民の避難計画などはまともできていません。原子力規制委員、規制庁関係者、原発周辺市町村の首長、議員、職員、住民はこの惨状を見てからものを言うべきではないか、開通した国道6号はそのためであれば価値があると強く感じました。



富岡駅前



不通となった常磐線の線路
(ただの草むらとしか見えない)

☆☆

フクロウ・FoEチャンネル(FFT V)好評放送中!

FFT Vの活動が認められ、第2回日隅一雄・情報流通促進賞大賞を受賞しました♪



原発のない社会を目指す、ふくろうの会とFoE Japanによる
ユーストリーム放送、FFT V大好評放送中! ☆FFT Vで検索してください☆
(必見の特集も! 放送日時はwebでチェックして下さいね。)

☆☆



活動日誌
(8月10日～10月24日)

- 8月10～14日 福島ほかほかプロジェクト @南房総*
- 8月21日 【政府交渉】原発の避難問題
- 9月2日 川内原発・火山審査についての緊急要請行動
- 9月5日 阪上講演@新潟
- 9月6日 阪上講演@十日町
- 9月7日 フクロウカフェ
- 9月10日 川内原発審査書に関する規制委前抗議・署名提出
- 9月10日 緊急集会「川内原発・審査書は不合格!～火山・避難計画・汚染水…どれも無視!？」
- 9月13～15日 福島ほかほかプロジェクト @猪苗代*
- 9月16日 伊達市私立幼稚園で尿検査結果説明会
- 9月16日～17日 南相馬調査、国道6号線を南下
- 9月23日 さようなら原発全国集会@亀戸参加
- 10月9日 福島県健康管理課交渉 (福島市の市民グループと協同)
- 10月10日 南相馬市特定避難勧奨地点解除! 汚染地への居住の強要に抗議する集会共催
- 10月11～13日 福島ほかほかプロジェクト @猪苗代*
- 10月24日 【政府交渉】川内原発・避難計画/火山・地震審査

その他 福島ほかほかプロジェクト、ちくりん舎、規制庁前行動、FFTV、秘密保護法反対運動など他団体と共同で活動中

*ほかほかプロジェクトでの活動
#原子力規制を監視する市民の会での活動
☆放射線被ばくと健康管理のあり方に関する市民・専門家委員会での活動
♪ちくりん舎での活動



フクロウ・カフェ

原発、放射性物質、規制の在り方、避難の権利などについていろんな想いを共有し、お話ができる場としてフクロウ・カフェを開催しています。色々な疑問や不安、私はこう思う! などなどみんなでお話しませんか?

次回未定

決まり次第お知らせします♡

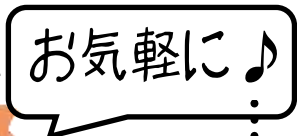


講師依頼なども



お気軽にご相談ください

フクロウ通信に載っていたあの話、もっと詳しく聞いてみたい! そんな時、少人数の学習会から大規模な講演会まで、可能な限り対応いたします。ご希望の方はまずはFaxかメールで件名を「講師依頼」としていただき、ご連絡・ご相談下さい。



フクロウの会では、**会員・サポーターを募集中**です。
会員・サポーターには通信を郵送します。



- 【会費】・会員 1000 円/月 ・サポーター1000 円以上/年
- 集会でのスタッフやパンフ作成のご協力など一緒に活動していただける方を募集しています。
- 皆さまの貴重なご意見もお待ちしております。

フクロウの会の趣旨にご賛同いただき、会員・サポーターになっていただける方は、フクロウカフェなどにお越しの際に申込書にご記入の上、会費を添えてフクロウの会事務局員にお渡しください。

【お問い合わせ・お申し込み先】

TEL : 03-5225-7213 FAX : 03-5225-7214 Email : fukurounokai@gmail.com
(通信郵送のお申し込みもこちらで受け付けています☆ご希望の方はお知らせください。)

